

高齢者タクシー乗車券交付助成事業について

高齢者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的に高齢者タクシー乗車券交付助成事業を行っています

1. 対象者

本町に住民登録をしている方で、

65歳以上で介護保険法に基づく要支援又は要介護の認定を受けている方

※但し、次の方は該当になりません

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所者

②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)の入所者

③重度身体障害者タクシー乗車券助成対象者

2. 乗車券

年額で12,000円(月額1,000円)分の乗車券を交付します。

※乗車券の利用は、交付を受けた年度内の利用となります。

3. 利用できるタクシーの範囲

町内に営業所を設置するタクシー※町外のタクシーは利用できません

4. 申請方法

印鑑と介護保険被保険者証を持参のうえ、保健福祉課(保健福祉センター内)で申請して下さい。

5. お問い合わせ先

保健福祉課在宅支援係(電話69-2233)までお問い合わせください。